



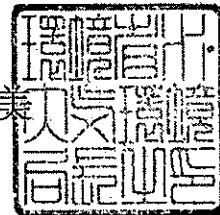
環水大大発第110228001号
平成23年2月28日

JX日鉱日石エネルギー株式会社
代表取締役社長 木村 康 殿

大気汚染防止法違反に係る警告書

今般、貴社及びグループ会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発生したことは誠に遺憾であり、かかる事態が再発しないよう、警告書を発出する。ついては、大気汚染防止法違反に係る経過及び再発防止対策について、平成23年3月28日までに報告書を提出されたい。

環境省水・大気環境局長 鷺坂 長美



環水大大発第 110228001 号の 2

平成 23 年 2 月 28 日

都道府県知事 殿

大防法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

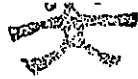
大気汚染防止法の遵守の徹底について

今般、大手石油精製会社において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、以下「法」という。）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が相次いで発覚した。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものであり、別添により当該事業者に対し警告書を発出したところである。

当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところであるが、本年 4 月に予定する法施行に向け、改めて、貴管下のばい煙排出者に対し、法改正の趣旨を周知徹底するとともに、石油精製事業者に対し、測定の未実施や記録の虚偽記載等を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施について立入検査の実施等適正な指導を行って頂くよう要請する。

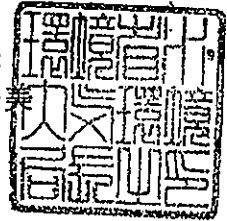
なお、後日、当該指導状況についての調査を予定していることを申し添える。



環水大発第110228001号の3
平成23年2月28日

石油連盟会長
天坊 昭彦 殿

環境省水・大気環境局長
鷹坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（依頼）

今般、貴傘下事業者であるJX日鉱日石エネルギー株式会社及びグループ会社において大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚したため、別紙により、自治体に対し大気汚染防止法の遵守について要請したところです。

貴団体におかれては、この機会に改めて、貴傘下事業者に対し、必要に応じ関係自治体と協力の上、大気汚染防止法の遵守について特段のご配慮をお願いします。

別紙

環水大大発第 110228001 号の 2

平成 23 年 2 月 28 日

都道府県知事 殿

大防法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法の遵守の徹底について

今般、大手石油精製会社において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、以下「法」という。）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が相次いで発覚した。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものであり、別添により当該事業者に対し警告書を発出したところである。

当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところであるが、本年 4 月に予定する法施行に向け、改めて、貴管下のばい煙排出者に対し、法改正の趣旨を周知徹底するとともに、石油精製事業者に対し、測定の未実施や記録の虚偽記載等を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施について立入検査の実施等適正な指導を行って頂くよう要請する。

なお、後日、当該指導状況についての調査を予定していることを申し添える。



別添

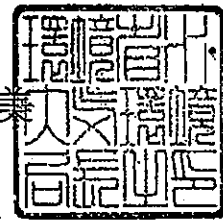
環水大発第110228001号
平成23年2月28日

J X日鉱日石エネルギー株式会社
代表取締役社長 木村 康 殿

大気汚染防止法違反に係る警告書

今般、貴社及びグループ会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発生したことは誠に遺憾であり、かかる事態が再発しないよう、警告書を発出する。ついては、大気汚染防止法違反に係る経過及び再発防止対策について、平成23年3月28日までに報告書を提出されたい。

環境省水・大気環境局長 鷺坂 長義

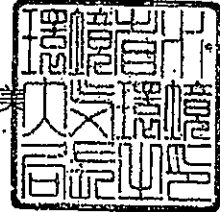




環水大大発第110310003号
平成23年3月10日

社団法人日本芳香族工業会
会長 和久田 茂彦 殿

環境省水・大気環境局長
鷲坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、貴傘下会員であるJFEケミカル株式会社において大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚したところです。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

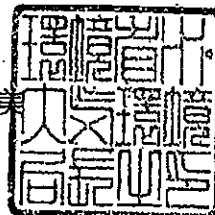
当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。



環水大発第110310003号の2
平成23年3月10日

社団法人日本化学工業協会
会長 藤吉 建二 殿

環境省水・大気環境局長
鷲坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、石油精製会社及び化学製品製造会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚しました。

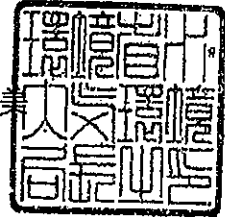
当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。

環水大大発第110310003号の2
平成23年3月10日

電気事業者連合会
会長 清水 正孝 殿

環境省水・大気環境局長
鷲坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、石油精製会社及び化学製品製造会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚しました。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

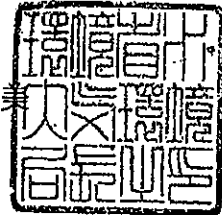
当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。



環水大発第110310003号の2
平成23年3月10日

日本製紙連合会
会長 篠田 和久 殿

環境省水・大気環境局長
鷲坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、石油精製会社及び化学製品製造会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚しました。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

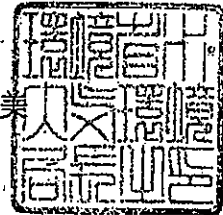
当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。



環水大大発第110310003号の2
平成23年3月10日

社団法人日本鉄鋼連盟
会長 林田 英治 殿

環境省水・大気環境局長
鷺坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、石油精製会社及び化学製品製造会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚しました。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

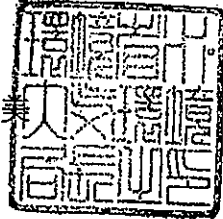
当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。



環水大大発第110310003号の2
平成23年3月10日

社団法人セメント協会
会長 徳植 桂治 殿

環境省水・大気環境局長
鷺坂 長美



大気汚染防止法の遵守の徹底について（要請）

今般、石油精製会社及び化学製品製造会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発覚しました。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月に予定する法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守の徹底及び自己点検の実施等適正な指導を行って頂くよう要請します。